
第2章 災害予防計画

第1節 防災思想・知識の普及・啓発及び防災教育の推進に関する計画

災害対策の目標は、災害の発生又は拡大を未然に防止することであり、災害予防は、あらゆる防災の基礎をなすものであることから、町は、災害を予防し、又はその拡大を防止するため、職員に対して防災に関する教育、計画的かつ継続的な研修、実践的な訓練を行うとともに、住民に対する防災思想・知識の普及・啓発及び防災教育の推進により、防災意識の高揚を図り、地域における防災活動の的確かつ円滑な実施が推進されるよう努める。

この際、体系的な防災教育訓練の提供、学校における避難訓練と合わせた防災教育の実施、防災と福祉の連携による高齢者の避難行動への理解促進に努める。

1 実施内容

- (1) 教育機関、民間団体等との密接な連携の下、防災に関する教育を実施する。
- (2) 住民等の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信する。また、災害による人的被害を軽減する方策は、住民等の避難行動が基本となることを踏まえ、避難指示等の意味と内容の説明など、啓発活動を住民等に対して行う。
- (3) 過去に起こった大災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大災害に関する検証結果や調査分析結果等の各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、住民に公開する。
- (4) 地域の防災活動におけるリーダーの育成に努める。

2 職員に対する教育

すべての職員等に対し、災害時における防災活動の円滑な実施を期するため、次により防災教育の普及徹底を図る。

- (1) 気象災害に関する基礎知識
- (2) 災害の種別と特性
- (3) 町計画と町の防災対策に関する知識
- (4) 災害が発生した場合に、具体的にとるべき行動に関する知識
- (5) 職員として果たすべき役割（職員の動員体制と任務分担）
- (6) 家庭及び地域における防災対策
- (7) 防災対策の課題

なお、前記(4)及び(5)については、毎年度、各課等において、所属職員に対し、十分に周知する。また、各課等は、所管事項に関する防災対策について、それぞれが定めるところにより所属職員の教育を行う。

3 普及・啓発に当たり配慮すべき事項

- (1) 東日本大震災をはじめとする、我が国の大規模災害の教訓等を踏まえ、複合災害時における住民の災害予防及び災害応急措置等に関する知識の普及・啓発に努める。
- (2) 要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が確立されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。
- (3) 公民館等の社会教育施設を活用するなど、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で防災に関する教育の普及推進を図る。

4 普及・啓発及び教育の方法

防災思想・知識の普及・啓発及び防災教育の推進は、次の方法により行う。

- (1) 各種防災訓練の参加普及
- (2) ラジオ、テレビ、**知らせますケンII**等の活用
- (3) インターネット、SNSの活用
- (4) 新聞、広報誌（紙）等の活用
- (5) 映画、スライド、ビデオ等の作成及び活用
- (6) 広報車両の利用
- (7) テキスト、マニュアル、パンフレットの配布
- (8) 防災イベントや研修会、講習会、講演会等の開催
- (9) 学校教育の場の活用
- (10) その他

5 普及・啓発及び教育を要する事項

- (1) 災害に対する一般的知識
- (2) 災害の予防措置
 - ア 自助（身を守るための備えや備蓄）・共助の心得
 - イ 防災の心得
 - ウ 火災予防の心得
 - エ 台風襲来時の家庭の保全方法
 - オ 農作物の災害予防事前措置
 - カ 船舶等の避難措置
 - キ その他
- (3) 災害の応急措置
 - ア 災害対策の組織、編成、分掌事項
 - イ 災害の調査及び報告の要領・方法
 - ウ 防疫の心得及び消毒方法、清潔方法の要領
 - エ 災害時の心得
 - (ア) （家庭内、組織内の）連絡体制
 - (イ) 気象情報の種別と対策

- (ウ) 避難時の心得
- (エ) 被災世帯の心得
- (4) 災害復旧措置
 - ア 被災農作物に対する応急措置
 - イ その他
- (5) その他必要な事項

6 学校等教育関係機関における防災思想・知識の普及・啓発及び教育の推進

- (1) 学校においては、児童生徒等に対し、災害の現象、災害の予防等の知識の向上及び防災の実践活動（災害時における避難、保護の措置等）の習得を積極的に推進する。
- (2) 学校における体系的かつ地域の災害リスクに基づいた防災教育に関する指導内容の整理、防災教育のための指導時間の確保など、防災に関する教育の充実に努めるものとする。
- (3) 学校において、外部の専門家や保護者等の協力の下、防災に関する計画やマニュアルの策定が行われるよう促す。
- (4) 児童生徒等に対する防災教育の充実に努めるため、教職員等に対する防災に関する研修機会の充実に努める。
- (5) 防災教育は、立地条件及び児童生徒等の発達段階等の実態に応じた内容のものとして実施する。
- (6) 社会教育においては、PTA、青年団体、女性団体等の会合や各種研究集会等の機会を活用し、災害の現象、防災の心構え等の防災知識の普及に努める。

7 防災上重要な施設の管理者等に対する防災知識の普及

町において管理している防災上重要な施設については、その管理者等に対して発災時における行動の仕方、避難誘導について配慮すべき事項、どのような危険があるか、要配慮者に対する配慮等防災思想の普及徹底を行う。

8 事業所への啓発

町は、利尻礼文消防事務組合と連携して、事業所職員の防災意識の高揚を図るための啓発活動を行うとともに、地域の防災訓練への積極的参加の呼びかけや防災に関するアドバイスを行うよう努める。

9 普及・啓発の時期

防災の日、防災週間、水防月間、土砂災害防止月間、山地災害防止キャンペーン、津波防災の日及び防災とボランティアの日、防災とボランティア週間等、普及の内容により最も効果のある時期を選んで行う。

第2節 防災訓練計画

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、防災関係機関が相互に緊密な連携を保ちながら、災害応急対策を迅速かつ適切に実施できるよう、平素から顔の見える関係を構築し信頼感を醸成するとともに技能の向上と住民に対する防災意識の啓発を図るため、図上又は実地で、総合的かつ計画的な訓練を実施する。

1 防災訓練の実施責務・協力

- (1) 町は、単独又は他の関係機関と共同して、必要な防災訓練を行う。
- (2) 住民その他関係ある団体は、町が行う防災訓練に協力するものとする。

2 防災訓練の実施

町は、関係機関と相互に連絡をとりながら、単独に若しくは他の機関と共同して、最も効果のある方法で訓練を行う。また、ボランティア団体及び地域住民等とも連携し、要配慮者に十分配慮した訓練となるようにする。

防災訓練は、図上訓練と実地訓練の2種とする。

(1) 防災図上訓練

各種災害に対処する応急対策訓練を図上において実施する。

(2) 実地訓練

訓練の成果を最も効果的にするために、次の実地訓練を実施する。

ア 水防訓練

水防工法、樋門等の操作、水位・雨量観測、住民の動員、水防資機材の輸送、広報・通報伝達などのほか、利尻礼文消防事務組合に要請して職・団員の動員を伴った訓練を実施する。

イ 土砂災害に係る避難訓練

ウ 消防訓練

利尻礼文消防事務組合の出動、近隣市町村への応援要請、避難・立退き、救出救助・消火の指揮系統の確立、広報・情報連絡などを織り込んだ訓練を実施する。

エ 救難救助訓練

オ 避難訓練

避難の指示・伝達方法、避難の誘導、避難所の管理・運営、給水・給食などを織り込んだ訓練を実施する。

カ 災害通信訓練

気象警報等の伝達、災害発生の状況報告、被害報告など主通信・副通信をそれぞれ組み合わせ、あらゆる想定のもとに訓練を実施する。

キ 非常招集訓練

災害対策本部各部（班）員・利尻礼文消防事務組合の招集訓練を行う。

ク 総合訓練

あらゆる災害を想定して、上記の訓練を包含した総合訓練を実施する。

ケ その他災害に関する訓練

(3) 留意事項

地域の災害リスクととるべき避難行動、安全な場所にいる人が避難の必要がないこと、親戚や知人宅への避難への選択肢など避難情報の理解の促進に努める。

3 訓練の時期、場所等

- (1) 訓練の種類により、最も訓練効果のある時期、場所を選んで実施する。なお、家屋の密集している火災危険区域、建物倒壊が多く見込まれる地域、土砂災害のおそれのある地域、洪水・浸水のおそれのある地域など、それぞれの地域において十分検討する。
- (2) 町は、防災訓練の効果的な実施を図るため、特に必要があると認めるときは、必要な限度において、区域又は道路の区間を指定して、歩行者又は車両の道路における通行を禁止又は制限する。

4 実践的な訓練の実施と事後評価

訓練の実施に当たっては、より実践的な訓練となるよう訓練内容について工夫をするとともに、次回以降の訓練の参考にするため、訓練実施後には訓練成果をとりまとめ、課題等を明らかにし、次回の訓練に反映させる。

(1) 町等訓練の実施機関

ア 実践的な訓練の実施

訓練の実施機関は、訓練の目的を具体的に設定した上で、被害の想定を明らかにするとともに、要配慮者に対する配慮を訓練に取り入れる等、あらかじめ設定した訓練効果が得られるように訓練参加者、使用する器材等及び実施時間等の訓練環境などについて具体的な設定を行い、参加者自身の判断が求められ、発災時における行動のシミュレーションとしての効果を持つ実践的なものとなるよう工夫する。

また、自主防災組織、民間企業、地域住民等とも連携した訓練となるよう努めるとともに、津波防災避難訓練を実施する場合は、避難対象地域に所在する学校（児童生徒等）を含めて訓練を実施する。

イ 訓練の事後評価

訓練の実施機関は、訓練の実施後には評価を行い、防災体制の課題を明らかにし、必要に応じて、改善を行う。

5 複合災害に対応した訓練の実施

防災関係機関は、地域特性に応じて発生可能性が高い複合災害を想定した図上訓練や実地訓練等の実施に努めるとともに、その結果を踏まえて職員及び資機材の投入や外部支援の要請等についての計画・マニュアル等の充実に努めるものとする。

第3節 物資及び防災資機材等の整備・確保に関する計画

災害時における住民の生活を維持するため、食料その他の物資の確保に努めるとともに、災害発生時における応急対策活動を円滑に行うため、防災資機材等の整備に努めるとともに、地域内の備蓄量、供給事業者の保有量の把握に努める。

その際、要配慮者向けの物資等の確保に努める。

1 食料その他の物資の確保

(1) あらかじめ食料販売業者及び保有業者と食料調達に関する協定を締結するなど、食料、飲料水、燃料及び毛布等生活必需品等の備蓄・調達体制を整備し、災害時における食料その他の物資の確保に努める。

また、町長は、応急飲料水の確保及び応急給水資機材の整備(備蓄)に努める。

(2) 町広報紙等により、防災週間や防災関連行事等を通じ、住民や事業者に対し、「最低3日間、推奨1週間」分の食料及び飲料水、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレットペーパー、ポータブルストーブ等の備蓄に努めるよう啓発を行う。

2 防災備蓄倉庫及び防災資機材等の整備

(1) 町は、防災倉庫を整備する。

(2) 町は、災害時に必要とされる資機材の整備充実を図るとともに、非常用発電機の整備のほか積雪・寒冷期において発生した場合の対策として、暖房器具・燃料等の整備に努める（資料3-5参照）。

第4節 相互応援（受援）体制整備計画

町は、**災害時に各主体**が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるよう、平常時から相互に協定を締結するなど、連携強化に努めるとともに、企業、NPO 等に委託可能な災害対策に係る業務については、あらかじめ企業等との間で協定を締結しておく、輸送拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設を把握しておくなど、そのノウハウや能力等の活用にも努める**ものとする**。

また、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の地方公共団体や防災関係機関から応援を受けることができるよう、応援・受援に関する連絡・要請の手順や応援機関の活動拠点、資機材等の集積・輸送体制等について必要な準備を整えるよう努める。併せて、大規模災害が発生した際等に、被災市町村への応援を迅速かつ的確に実施できるよう、応援や受援に関する計画や、災害の種類、被災地域に応じた対応マニュアルを策定するよう努めるとともに、防災総合訓練などにおいて応援・受援体制を検証し、さらなる連携の強化を図る。

1 相互応援（受援）体制の整備

(1) 町

ア 道や他の市町村への応援要求又は他の市町村に対する応援が迅速かつ円滑に行えるよう、あらかじめ災害対策上必要な資料の交換を行うほか、道や他の市町村と連絡先の共有を徹底するなど、必要な応援準備及び受援体制を整えておく。

イ 必要に応じて、被災時に周辺市町村が後方支援を担える体制となるよう、あらかじめ相互に協定を結び、それぞれにおいて、後方支援基地として位置付けるなど、必要な準備を整える。

ウ 相互応援協定の締結に当たっては、近隣の市町村に加えて、大規模な災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する市町村との間の協定締結も考慮する。

(2) 防災関係機関等

あらかじめ、道、町その他防災関係機関等と連絡先の共有を図るとともに、災害対策本部との役割分担・連絡員の派遣などの連絡調整体制など、必要な準備を整えておく。

2 災害時におけるボランティア活動の環境整備

町は、ボランティアの自主性を尊重しつつ、日本赤十字社、社会福祉協議会等やボランティア団体との連携を図り、災害時においてボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図る。

第5節 自主防災組織の育成等に関する計画

災害時には、有線電話の途絶・輻輳により防災関係機関の連絡が困難になり、あるいは道路、橋梁のき損による交通阻害、又は火災の同時発生など、防災関係機関が行う災害応急対策は、多くの制約を受けることが予想される。

また、要配慮者の避難対策については、災害時の緊急性を考慮すると、行政等の活動にも困難なものがあり、地域住民の積極的な協力、援助が不可欠となる。

「自分たちの地域は自分たちで守る」という自主的防災意識の高揚の機会として、また地域住民との連携による災害時の円滑な応急活動実施のため、自治会等の組織を活かした自主防災組織づくりと育成を早急に推進し、その活動の充実強化を図る。

1 組織の規模

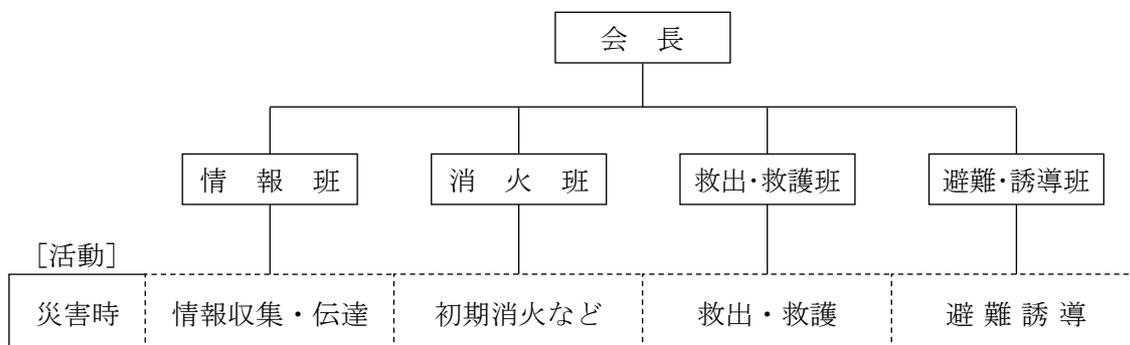
自主防災組織の規模は、地域住民が災害時の応急活動や避難活動などを行う場合に、相互連携、相互協力が組織的かつ円滑に行われやすい区域を設定する必要があるため、住民の日常生活の繋がり、平時の防災活動の実施、災害時の住民掌握あるいは避難行動を考慮し、自治会を一つの基礎的組織とする。

2 組織編成

自主防災組織の活動を効果的に行うためには、既存の自治会組織を基本とした組織が適当であり、その組織の中での役割分担を明確にすることが必要である。

このため、基本的な組織編成として、情報班、消火班、救出救護班、避難誘導班等の編成が考えられる。なお、組織の編成に当たっては、機動的な組織づくりを進める必要がある（別表参照）。

自主防災組織の編成



3 組織の活動

(1) 平時の活動

- ア 防災知識の普及
- イ 地域、家庭の防災点検
- ウ 要配慮者等の状況把握
- エ 防災訓練の実施、又は町等が実施する防災訓練への参加協力
- オ 地域住民の防災知識の普及及び研修会等の実施
- カ 防災用資機材等の整備・点検

(2) 非常時及び災害時の活動

- ア 住民の被害状況等の把握と、被災者の応急対応
- イ 町等防災関係機関への連絡、要請行動
- ウ 出火防止及び初期消火
- エ 救出救護活動の実施
- オ 住民の避難誘導
- カ 指定避難所の運営
- キ 給食・救援物資の配布及びその協力

(3) 援護活動

要配慮者等を対象とした緊急通報システムによる火災、急病等の平時緊急連絡体制が整備されているが、大規模災害時には、有線途絶に伴い、活用が不可能となる可能性がある。

このため、町内の要配慮者等の保護、安全確認については、町及び民生委員との連携による自治会等の活動、協力を基本として実施する必要がある。

- ア 住民の安全確認と保護
- イ 医療手配などの応急的対応
- ウ 避難誘導の支援

4 推進方法

自治会等の代表者に対し、自主防災組織の意義を強調し、十分意見を交換し、地域の実情に応じた組織の育成を指導する。なお、一般的な自主防災組織の活動内容等については、基準等を定め、指導する。

また、自主防災組織の育成及び活動の促進を図るため、町は、組織整備に要する経費及び防災用資機材等の整備に要する経費等に対する助成制度等の確立を促進していく。

なお、自主防災組織の普及については、女性の参画に配慮するとともに、女性リーダーの育成に努める。

5 自主防災組織相互の連携

- (1) 町は、地域の自主防災組織間及び事業所等の防災組織、自主防犯組織との連携を図るため、協議会等を設置し、相互の連絡応援体制を確立するよう努める。
- (2) 町は、自主防災組織と消防団の連携等を通じて、地域コミュニティの防災体制の充実を図

る。

(3) 避難所における感染症対策

必要な場合は、ホテルや旅館等の活用を含めて平素から検討する。

6 避難の実施

市町村長等から緊急安全確保、避難指示及び高齢者等避難（以下「避難指示等」という。）が発令された場合には、住民に対して周知徹底を図り、大雨・暴風、火災、崖崩れ、地滑り等に注意しながら迅速、かつ、円滑に避難場所や避難所等へ誘導する。

別表 班の活動内容(一例)

班名	役割
本部	<ul style="list-style-type: none"> ○ 自主防災組織の本部は、会長、副会長で組織する。 ○ 本部からの指示 <ul style="list-style-type: none"> ① 必要に応じて防災関係機関に対し、出動要請を行う。 ② 情報に基づき適切な判断を行い、住民に対して、消火班の集結、避難命令の伝達など、各班への適切な指示を行う。
情報班	<ul style="list-style-type: none"> ① 町などからの情報を地区住民に伝達する。 ② 地域内の被害状況及び避難状況など必要な情報を収集し、会長へ報告するとともに、町へも報告する。
消火班	<ul style="list-style-type: none"> ① 出火防止の啓発や防火意識の向上に努める。 ② 災害時に火災が発生したら、消火器等で初期消火に努め、消防機関が到着したらその指示に従う。
救出・救護班	<ul style="list-style-type: none"> ① 身体に障害のある方や高齢者など、災害に弱い立場におかれている人など（要配慮者）をサポートする班員を決めて、確実に避難させる。 ② 建物の倒壊や落下物等により負傷者が発生した場合に、負傷者の救出や避難所までの搬送や救急車の要請などを行う。
避難・誘導班	<ul style="list-style-type: none"> ① 町からの避難指示等により、地域内の住民を避難場所や避難所まで誘導する。 ② 避難誘導班員の担当地区を決めて、確実に避難誘導ができるように努める。

第6節 避難体制整備計画

大規模な災害発生時における避難者の収容のため、あらかじめ災害事象別に避難指示の判断・伝達マニュアルを作成するとともに、事前に避難場所及び避難所等について、発災の際速やかに開設、運営ができるようにそれぞれ指定するなど、実施計画を定めておく。

1 避難誘導體制の構築

(1) 町は、大規模火災、津波等の災害から、住民の安全を確保するために必要な避難路をあらかじめ指定し、その整備を図るとともに、避難経路や指定緊急避難場所、指定避難所等に案内標識を設置する等、緊急時の速やかな避難が確保されるよう努める。その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫、台風等による高潮と河川洪水との同時発生等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努める。

また、必要に応じて避難場所の開放を自主防災組織で担う等、円滑な避難のため、自主防災組織等の地域のコミュニティを活かした避難活動を促進する。

(2) 避難指示等が発令された場合の避難行動としては、指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への避難を基本とするものの、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保できる場合は、住民自らの判断で「屋内安全確保」を行うことや、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、「緊急安全確保」を行うべきことについて、市町村は、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。

(3) 町は、大規模広域災害時に円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるよう、他の地方公共団体との応援協定や、広域避難における居住者等及び広域一時滞在における被災住民（以下「広域避難者」という。）の運送に関する運送事業者等との協定を締結するなど、災害時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努めるものとする。

(4) 保健所は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の自宅療養者等の被災に備えて、平常時から、防災担当部局との連携の下、ハザードマップ等に基づき、自宅療養者等が危険エリアに居住しているか確認を行うよう努めるものとする。また、市町村の防災担当部局との連携の下、自宅療養者等の避難の確保に向けた具体的な検討・調整を行うとともに、必要に応じて、自宅療養者等に対し、避難の確保に向けた情報を提供するよう努めるものとする。

(5) 町は、学校等が保護者との間で、災害発生時における児童生徒等の保護者への引渡しに関するルールをあらかじめ定めるよう促す。

(6) 町は、小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害発生時における保育所等の施設間と町との連絡・連携体制の構築に努める。

- (7) 町は、指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本産業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努めるとともに、災害種別一般図記号を使った避難場所標識の見方に関する周知に努める。

2 指定緊急避難場所の確保等（資料3-1参照）

- (1) 町は、災害の危険が切迫した緊急時において住民の安全を確保するため、地域の地形・地質・施設の災害に対する安全性等を勘案し、必要があると認めるときは、異常な現象の種類ごとの基準に適合し、**災害時**に迅速に開設することが可能な管理体制等を有する施設又は場所を、あらかじめ当該施設等の管理者の同意を得た上で、指定緊急避難場所として指定する。

その際は、観光地や昼夜の人口変動の大きさなどの地域特性や要配慮者の利用等についても考慮するとともに、災害の想定等により必要に応じて、近隣の市町村の協力を得て、指定緊急避難所を近隣市町村に設ける。

また、指定緊急避難場所については、災害の種別に応じて指定していること及び避難の際には発生するおそれがある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきであることについて、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。特に、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不適當である場合があることを日頃から住民等への周知徹底に努める。

- (2) 学校を指定緊急避難場所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮し、施設の利用方法等について、事前に当該学校、教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図る。
- (3) 指定緊急避難場所の管理者は、廃止、改築等により当該指定緊急避難場所の現状に重要な変更を加えようとするときは、町長に届け出なければならない。
- (4) 町は、当該指定緊急避難場所が廃止されたり、基準に適合しなくなると認めるときは、指定緊急避難場所の指定を取り消す。
- (5) 町長は、指定緊急避難場所を指定し、又は取り消したときは、知事に通知するとともに公示しなければならない。

3 避難所の確保等（資料3-2参照）

- (1) 町は、**災害時**に被災者を滞在させるため、次の基準に適合する施設を、あらかじめ当該施設の管理者の同意を得た上で、指定避難所として指定するとともに、住民等への周知徹底を図る。

規模	被災者等を滞在させるために必要かつ適切な規模を有すること。
構造	速やかに、被災者等を受け入れ、生活関連物資を配布することが可能な構造・設備を有すること。
立地	想定される災害による影響が比較的少ない場所にあること。
交通	車両等による災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあること。

- (2) 町は、主として要配慮者を滞在させることが想定されるものにあつては、上記に加えて次の基準に適合する施設を**指定福祉避難所**として指定する。
- ア 要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられていること。
- イ **災害時**において要配慮者が相談し、又は助言その他の支援を受けることができる体制が整備されること。
- ウ **災害時**において主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されること。
- (3) 指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができる。
- (4) 町は、指定避難所の指定に当たっては、次の事項について努める。
- ア 指定避難所を指定する際にあわせて広域一時滞在の用にも供することについて定めるなど、他の市町村からの被災者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておく。
- イ 特別養護老人ホームを活用し、一般の指定避難所では生活することが困難な障がい者等の要配慮者が、指定避難所での生活において特別な配慮が受けられるなど、要配慮者の状態に応じて安心して生活できる体制を整備した福祉避難所を指定する（資料3-3参照）。
- ウ 学校を指定避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮し、施設の利用方法等について、事前に当該学校、教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図る。
- エ 町は、指定避難所となる施設において、あらかじめ、必要な機能を整理し、備蓄場所の確保、通信設備の整備等を進める。
- 町は、指定管理施設や**民間の施設**が指定避難所となっている場合には、**施設管理者**との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努めるものとする。
- (5) 指定避難所の管理者は、廃止、改築等により当該指定避難所の現状に重要な変更を加えようとするときは、町長に届け出なければならない。
- (6) 町は、当該指定避難所が廃止されたり、基準に適合しなくなったと認めるときは、指定避難所の指定を取り消すものとする。
- (7) 町長は、指定避難所を指定し、又は取り消したときは、知事に通知するとともに公示するものとし、当該通知を受けた知事は、その旨を内閣総理大臣に報告する。

4 町における避難計画の策定等

- (1) 避難**指示**等の具体的な発令基準の策定及び住民等への周知

町長は、適時・適切に避難指示、高齢者等避難（以下「避難**指示**等」という。）を発令するため、あらかじめ避難**指示**等の具体的な判断基準（発令基準）を策定する。

また、住民等の迅速かつ円滑な避難を確保するため、避難**指示**等の意味と内容の説明、避難すべき区域や避難**指示**等の判断基準（発令基準）について、日頃から住民等への周知に努める。

そして、躊躇なく避難**指示**等を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、庁内をあげた体制の構

築に努める。

(2) 防災マップ・ハザードマップ等の作成及び住民等への周知

町長は、住民等の円滑な避難を確保するため、浸水想定区域など、災害発生時に人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認められる土地の区域を表示した図面に、災害に関する情報の伝達方法、指定緊急避難場所及び避難路等、必要となる事項を記載した防災マップ、ハザードマップ等を作成し、印刷物の配布その他の必要な措置を講ずるよう努める。

(3) 町の避難計画

町は、主に次の事項に留意して避難計画を策定するとともに、自主防災組織等の育成を通じて避難体制の確立に努める。また、要配慮者を速やかに避難誘導するため、地域住民、自主防災組織、町内会や自治会、関係団体、福祉事業者等の協力を得ながら、平常時より、情報伝達体制の整備、要配慮者に関する情報の把握・共有、個別避難計画の作成等の避難誘導体制の整備に努めるものとする。

ア 避難指示、高齢者等避難を発令する基準及び伝達方法

イ 指定緊急避難場所・指定避難所の名称、所在地、対象地区及び対象人口

ウ 指定緊急避難場所・指定避難所への経路及び誘導方法（観光地などについては、観光入り込み客対策を含む。）

エ 避難誘導を所管する職員等の配置及び連絡体制

オ 避難場所・避難所の開設に伴う被災者救護措置に関する事項

(ア) 給水、給食措置

(イ) 毛布、寝具等の支給

(ウ) 衣料、日用必需品の支給

(エ) 暖房及び発電機用燃料の確保

(オ) 負傷者に対する応急救護

カ 指定緊急避難場所・指定避難所の管理に関する事項

(ア) 避難中の秩序保持

(イ) 住民の避難状況の把握

(ウ) 避難住民に対する災害情報や応急対策実施状況の周知、伝達

(エ) 避難住民に対する各種相談業務

キ 避難に関する広報

(ア) 町防災行政無線（IP告知電話（端末））等による周知

(イ) 緊急速報メールによる周知

(ウ) 広報車（消防、警察車両の出動要請を含む。）による周知

(エ) 避難誘導者による現地広報

(オ) 住民組織を通じた広報

(4) 被災者の把握

被災者の避難状況の把握は、被災者支援、災害対策の基本となるが、発災直後は、避難誘導

や各種災害応急対策などの業務が錯綜し、居住者や指定避難所への受入状況などの把握に支障を生じることが想定される。

このため、指定避難所における入所者登録などの重要性について、避難所担当職員や避難所管理者に周知徹底を図るとともに、災害時用の住民台帳（データベース）など、避難状況を把握するためのシステムを整備することが望ましい。

なお、個人データの取扱いには十分留意する。

また、避難者台帳（名簿）を速やかに作成するため、あらかじめ様式を定め印刷の上、各避難所に保管することが望ましい。

5 防災上重要な施設の管理等

- (1) 学校、医療機関及び社会福祉施設の管理者は、主に次の事項に留意してあらかじめ避難計画を作成し、関係職員等に周知徹底を図るとともに、訓練等を実施することにより、避難の万全を期するものとする。

ア 避難の場所（指定緊急避難場所、指定避難所）

イ 経路

ウ 移送の方法

エ 時期及び誘導並びにその指示伝達の方法

オ 保健衛生及び給食等の実施方法

カ 暖房及び発電機の燃料確保の方法

- (2) 要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、介護保険法等の関係法令などに基づき、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的計画を作成するものとする。

6 公共用地等の有効活用への配慮

町は、北海道財務局及び道と相互に連携しつつ、避難場所、避難施設、備蓄など防災に関する諸活動の推進に当たり、公共用地等の有効活用に配慮する。

第7節 避難行動要支援者等の要配慮者に関する計画

近年の高齢化の進行等社会構造の変化、核家族化などによる家庭や地域の養育・介護機能の低下に伴い、**災害時には**、特に高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦等が、被害を受けやすい、情報を入手しにくい、避難所における良好な環境を得にくいなどの状況におかれる**場合が見られること**から、町及び社会福祉施設等の管理者は、これら要配慮者の安全の確保等を図るため、住民、自主防災組織等の協力を得ながら、**平常時から要配慮者の実態把握、緊急連絡体制、避難誘導等の防災体制の整備に努める。**

また、近年要配慮者関連施設が、土砂災害により被災し、多数の犠牲者が出た事例もあり、土砂災害が発生するおそれのある地域内に立地する要配慮者関連施設については、避難誘導等について重点的に対策を講ずる。

1 避難行動要支援者対策

町は、防災担当部局や福祉担当部局をはじめとする関係部局の連携の下、平常時から避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難支援計画の策定や避難行動要支援者名簿の作成・定期的に更新を行うとともに、庁舎等の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないように、電子媒体と紙媒体の両方で保管する等、名簿情報の適切な管理に努める。

また、消防団、警察、自主防災組織等の防災関係機関及び平常時から要配慮者と接している社会福祉協議会、民生委員、福祉事業者、障がい者団体等の福祉関係者と協力して、要配慮者に関する情報の共有、避難行動支援に係る地域防災力の向上等、避難支援の体制整備を推進する。

(1) 全体計画・地域防災計画の策定

町は避難行動要支援者に係る全体的な考え方を整理し、重要事項については、町地域防災計画に定めるとともに、細目的な部分も含め、町地域防災計画の下位計画として全体計画を定める。

(2) 要配慮者の把握

町は、要配慮者について、町の関係部局における要介護高齢者や障がい者等の関連する情報を整理、把握しておく。

(3) 避難行動要支援者名簿の作成、更新及び情報共有

町は、自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために**特に支援を要するものについて、要介護状態区分、障害支援区分、家族の状況等を考慮した要件を設定した上で、避難行動要支援者名簿を作成する。**

また、**避難行動要支援者の心身の状況や生活実態の変化の把握に努め、避難行動要支援者名簿の更新サイクルや仕組みをあらかじめ構築し、名簿情報を最新の状態に保つ。**

なお、災害時には、本人同意がなくとも名簿情報を提供できることについて、留意する。

(4) 避難支援等関係者への事前の名簿情報の提供

町は、名簿情報の提供について条例による特別の定めがある場合又は平常時から名簿情報を提供することに避難行動要支援者の同意を得られた場合に、消防機関、警察、民生委員、地域医師会、介護関係団体、障害者団体、居宅介護支援事業者や相談支援事業者等の福祉事業者、市町村社会福祉協議会、自主防災組織等の避難支援等関係者に名簿情報を提供する。

(5) 個別計画の策定

町は、庁内の防災・福祉・保健・医療・地域づくりなどの関係する部署、これらの部署による横断的な組織のほか、避難支援等関係者と連携しながら作成に取り組む。

(6) 避難支援等関係者への事前の個別避難計画の提供

町は、避難支援等関係者が避難行動要支援者の災害時における避難方法や避難支援の内容等を事前に把握・検討し、個々の要支援者ごとに個別避難計画の実効性を高めるため、避難支援等の実施に必要な限度で、地域防災計画の定めるところにより、避難支援等関係者に提供する。ただし、条例に特別の定めがある場合を除き、避難行動要支援者及び避難支援等実施者の同意が得られない場合は提供しない。

(7) 個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者への対応

町は、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、災害時にどのように避難支援等を実施するかを計画し、避難支援等関係者に事前に人数やおおよその居住地を連絡するなどして備え、災害時には事前に計画した内容に基づき避難支援等関係者等に名簿情報を提供し、避難支援等を実施する。

(8) 避難行動支援に係る地域防災力の向上

町は、地域の実情に応じ、要配慮者に対する災害時に主体的に行動できるようにするための研修や防災知識等の普及・啓発等の実施に努めるとともに、避難行動要支援者の態様に応じた防災教育や防災訓練の充実強化を図る。

地区防災計画が定められている場合は、個別避難計画で定められた避難支援等を含め、地域全体での避難が円滑に行われるよう、地区全体の中での避難支援の役割分担や支援内容が整理され、両計画の整合性が図られるとともに、訓練等で両計画の連動について実効性を確認すること。

(9) 福祉避難所の指定

町は、老人福祉施設、障害者支援施設等の施設、保健センター等の施設や指定一般避難所の一部のスペースを活用し、一般の避難スペースでは生活することが困難な障がい者等の要配慮者が、避難所での生活において特別な配慮が受けられるなど、要配慮者の状態に応じて安心して生活できる体制を整備した福祉避難所を指定する。

2 社会福祉施設の予防対策

(1) 防災点検及び防災資材の配備

施設管理者は、定期的に施設の耐久性・耐火性を点検し、建築年数や老朽度合い等に応じて必要な修繕等を行う。特に、段差の解消など施設内部や周辺のバリアフリー化に努める。

また、食料、防災資材や日常生活に必要な物資を配備しておく。

(2) 防災教育及び避難誘導方法の確立

施設管理者は、入所者及び従事者等に対し、避難経路及び避難場所を周知し、災害時に適切な防災行動がとれるよう、定期的に防災教育及び防災訓練を実施するものとする。

また、施設の構造や利用者の身体的特徴を考慮し、避難誘導方法を確立しておくものとする。

3 福祉避難所の整備（資料3-3参照）

町は、要配慮者を避難収容するための施設として、介護機能を備えた福祉避難所をあらかじめ指定しておき、住民に周知を図る。また、指定した福祉避難所については、介護機能の充実を図るとともに、要配慮者の避難生活に必要な資機材及び物資の整備・備蓄を推進する。

4 外国人対策

(1) 外国人の所在の把握

災害時における外国人の安否確認等を迅速に行い、円滑な支援ができるように、平素から外国人の人数や所在の把握に努める。

(2) 防災知識の普及・啓発等

ア 多言語による防災マップ・行動マニュアルの作成・配布に努める。

イ 指定緊急避難場所までの案内板等の多言語化に努める。

ウ 地域に住む外国人の参加を得た防災訓練等の実施に努める。

エ 外国人観光客等に対する相談窓口等の設置に努める。

5 観光客対策

本町の地理に不案内な観光客に対して、災害発生時に迅速な被災状況の把握や応急対策に関する情報提供が行えるよう、町は、観光協会や旅行業協会など関係機関との連携体制をあらかじめ整備しておく。

第8節 情報収集・伝達体制整備計画

防災関係機関等との情報交換及び情報伝達体制について、次のとおり整備を推進しておく。

この際、災害情報を一元的に把握し共有できる体制整備を図り、災害対策本部機能の充実・強化に努める。

1 防災会議構成機関との連携

- (1) 情報等の収集及び連絡を迅速、かつ、的確に行うため、気象等特別警報・警報・注意報及び災害情報等の取扱い要領を定め、**災害時に対処する体制を整備するとともに、災害情報等連絡責任者を定め、予め道防災会議会長に報告するものとする。**
- (2) 情報に関し必要とする資料その他を積極的に防災会議構成員間で共有できるように努める。
- (3) 災害の予測・予知や災害研究を推進するため、それぞれの機関が所有する計測・観測データや危険情報などの災害予測に資する情報を必要とする機関に提供するとともに、これら情報の多角的な活用に向け、関係機関は情報を共有化するため通信ネットワークのデジタル化を推進するとともに、全国的な大容量通信ネットワークの体系的な整備に対応したシステムの構築に努める。

2 住民への情報伝達

- (1) 要配慮者にも配慮したわかりやすい情報伝達と、要配慮者や災害により孤立する危険のある地域の被災者、帰宅困難者など、情報が入手困難な被災者等に対しても、確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図る。特に、災害時に孤立するおそれのある地域で停電が発生した場合に備え、衛星携帯電話などにより、当該地域の住民と町との双方向の情報連絡体制を確保するよう留意する。
- (2) 災害時において停電の発生も想定し、情報の迅速かつ正確な収集・伝達を行うため通信手段の多重化・多様化に努める。特に、被災者等への情報伝達手段として、町防災行政無線（IP告知電話（端末））等の無線通信システムの整備を図るとともに、有線通信システムや携帯電話、衛星携帯電話等の無線通信システムも含め、要配慮者にも配慮した多様な手段の整備に努める。

なお、耐災害性に優れている衛星系ネットワークは、大規模災害発生時における輻輳の回避に留意しつつ、国、道、町、消防本部等を通じた一体的な整備を図る。

- (3) 非常通信体制の整備、有・無線通信システムの一体的運用等により、災害時の重要通信の確保に関する対策の推進を図る。この場合、非常通信協議会との連携にも十分配慮する。
- (4) 情報通信手段の施設については、平常時から設備の機能を維持するための定期的な点検を実施するとともに非常通信の取扱い及び機器の使用方法の確認を行うなどして、運用管理体制の整備を図る。
- (5) 無線通信システムの運用においては、混信等の対策に十分留意するため、関係機関の間で運

用方法について十分な調整を図ること。この場合、周波数割当て等による対策を講ずる必要が生じた際は、北海道総合通信局と事前の調整を実施すること。また、通信の輻輳時及び途絶時を想定した他の防災関係機関等との連携による通信訓練の参加に努める。

- (6) 町は、災害時でも情報通信手段の維持・確保ができるよう、応急復旧対策のために必要となった場合に提供する場所の選定に努める。

なお、その場合において、様々な災害に対応できるよう、複数箇所の選定に努める。

3 通信施設の整備の強化

町及び道は、非常災害時の通信の確保を図るため、通信回線の複線化や代替回線の準備、非常用電源設備などの整備を推進するとともに、無線設備や非常用電源設備の保守点検の実施と的確な操作の徹底、専門的な知見・技術をもとに耐震性のある堅固な場所への設置等を図る。

4 その他

航空写真や被災者等撮影の写真等を活用するなど住宅等被害の把握に努め、速やかな調査・判定に資する。

第9節 建築物等災害予防計画

災害による建築物の被害を最小限に抑え、住民の生命、財産等を保護するため、建築物の耐震性の確保と安全性の向上を図る。

1 公共建築物の安全対策

公共建築物の中には災害応急活動の拠点や、児童・生徒が生活する学校などが避難所ともなる建築物も多く、また、要配慮者が利用する建築物も多いことから、特に耐震性が要求される。このため、計画的に耐震診断を実施し、必要に応じて耐震改修等を行い、施設の整備充実を図る。

2 一般建築物の耐震化の促進

町は、道と連携し、現行の建築基準法に規定される耐震性能を有さない一般建築物の耐震診断及び耐震改修を促進するため、耐震診断講習会を後援し、技術者を育成するとともに、パンフレット等を活用して、耐震改修の必要性等について普及啓発を図るほか、建築関係団体と連携して、住民の問い合わせに応じられる体制を整備する。

3 ブロック塀等の倒壊防止

町は、地震によるブロック塀、石塀、自動販売機等の倒壊を防止するため、市街地で主要道路に面する既存ブロック塀等の点検、補強の指導を行う。また、新規に施工、設置する場合には、施工、設置基準の遵守をさせるなど、安全性の確保について指導を徹底する。

4 被災建築物の応急危険度判定体制の整備

(1) 道は、北海道震災建築物応急危険度判定士認定制度要綱に基づき、応急危険度判定士の認定を行い、台帳に登録するものとする。

(2) 町は、道と連携し、応急危険度判定を迅速かつ的確に実施するための体制を整備する。

5 木造建築物の防火対策の推進

町は、道と連携し、木造建築物について延焼のおそれがある外壁等の不燃化及び耐震化の促進を図る。

6 窓ガラス等の落下物対策

町は、道と連携し、地震動による落下物からの危害を防止するため、市街地で主要道路に面する地上3階建以上の建築物の窓ガラス、外装材、屋外広告物等で落下のおそれのあるものについて、その実態を調査し必要な改善指導を行うものとする。

第10節 消防計画

災害から住民の生命、身体及び財産を保護するとともに、水火災又は地震等の災害を防除し、及びこれらの災害による被害を軽減するほか、災害等による傷病者の搬送を適切に行うため、消防活動が迅速かつ的確に実施できるよう、消防活動の組織、方法及び利尻礼文消防事務組合との協力体制を確立しておく必要がある。このため、消防活動体制、並びに消防用水利、装備、資機材等の整備を促進する。さらに、地域住民や事業所による出火防止、初期消火体制の整備を促進する。

1 消防組織及び消防力

町は、利尻礼文消防事務組合と協力して、防災活動の充実強化を図り、火災予防対策及び火災警防対策等を実施する。

消防組織及び消防力の現況は、資料9-1のとおりである。

2 消防活動体制の整備・強化

(1) 消防組織の充実強化

整備された装備・資機材を十分に活用して、より高度な消防活動が行えるよう、消防職員及び消防団員に対してより高度な教育・訓練を実施することにより、消防活動体制の充実強化を図る。

(2) 消防団の育成強化

ア 消防団の育成強化の必要性

消防団は、常備消防と並んで、地域社会における消防防災の中核として、救出救助、消火等をはじめとする防災活動において重要な役割を果たしている。しかしながら、近年は、団員数の減少、高齢化等の問題を抱えており、その育成強化を図ることが必要となっている。

イ 消防団の育成・強化策の推進

(ア) 消防団員の能力活用

消防団員の知識・技能等は、地域社会にとって有用であることから、これらを地域社会に広め、地域住民の消防団活動に対する理解を促進し、消防団への参加、協力の環境づくりを進める。

(イ) 消防団への参加促進

消防団への参加者が減少の傾向にあることから、事業所に対する協力要請等を通じて、消防団への参加を促進する。また、消防団員の資質向上を図るため、教育・訓練の充実を図る。

3 火災予防対策

(1) 諸行事による防火思想の普及

火災予防運動を年2回実施し、街頭宣伝、防火チラシ及びポスターの配布、映画会、講習会

等を行い、防火思想の普及を図る。

(2) 事業所の出火防止・初期消火体制の整備・強化

ア 事業所に対する出火防止の指導

消防用設備等の維持点検と取扱方法の徹底について指導する。

イ 事業所の初期消火体制の整備

火災の発生時における応急措置要領を定めるとともに、自衛消防隊等の育成を図る。また、地域住民と日ごろから連携を図り、火災発生時には、協力して初期消火体制が確立できるように努める。

(3) 防火管理者の育成と防火体制の強化

ア 消防法（昭和23年法律第186号）第8条の規定による防火管理者の育成のため、講習会及び研修会等を開催して防火知識及び技術の向上を図り、防火対象物の管理体制の強化を図る。

イ 学校、事業所等防火対象物の防火管理者等に対し、消防計画を作成させ、この計画に基づく消防訓練の実施や、消防用設備等の整備点検等、防火管理を徹底するよう指導する。

(4) 予防査察

指定防火対象物、危険物貯蔵所等及び一般家庭住宅の予防査察を計画的に実施して、火災の未然防止と焼死事故の根絶を図る。

(5) 建築確認の同意

消防法第7条の規定に基づく建築物同意調査に付随して、火災予防の推進を図る。

(6) 危険物保有施設への指導

化学実験室等を有する学校や、事業所及び薬局等多種類の危険物を少量保有する施設の管理者に対し、災害発生時における危険物収納容器等の転倒、落下、破損等により、次に掲げるような混触発火が生じないように、管理の徹底について指導する。

ア 可燃物と酸化剤の混合による発火

イ 黄リン、金属ナトリウム等の保護液の流出による発火

ウ 金属粉、カーバイト等禁水性物質の浸水による発火

4 消防機械器具の点検と水利の確保

町は、利尻礼文消防事務組合と連携を密にして、火災が発生した場合、迅速に消防活動が実施できるよう、日ごろから消防機械器具の点検と水利の確保に努める。

(1) 機械器具の点検

ア 通常点検…毎月1回以上機械器具の手入れ、放水試験等を行う。

イ 特別点検…年1回以上各分団ごとに行う。

ウ 現場点検…火災警報等発令下における機械器具、人員の配置及び防火等災害防止対策が適正に行われているか点検する。

(2) 水利の確保

防水水槽、消火栓、海岸等の水利について立入り調査を実施するとともに、厳冬期、積雪時

には凍結防止措置の実施、又は除雪作業を実施し、消防水利の確保に努める。

5 応援協力体制の確立

大規模災害発生時等において、自らの消防力のみでは対処できない場合に備え、「北海道広域消防相互応援協定」（資料13-1-1参照）等に基づき、他の地方公共団体等に応援を要請する体制及び応援を受け入れる体制を確立する。また、他の地方公共団体から応援を要請された場合の応援体制についても確立する。

第11節 水害予防計画

水害の発生予防及び被害の拡大防止のため、水防用資機材の備蓄に努めるとともに、危険区域の所在等について住民に周知する。

また、河川災害に対する防止対策として従来より推進されている河川堤防等の整備事業を継続して推進する。

1 水害危険区域

町の区域内的の河川、低地帯等で、水防上特に重要な警戒防御区域は、資料10-1のとおりである。

2 水位観測所

町の区域内に設置された水位観測所及び雨量観測所は、資料10-3のとおりである。迅速かつ的確な水防活動を行うため、相当の雨量があると認めたときは、稚内建設管理部利尻出張所及び稚内地方气象台と連絡をとり、その状況を把握する。

3 水防倉庫及び水防用資機材の備蓄及び調達

町の水防用資機材の備蓄及び調達先は、資料10-4のとおりである。

なお、必要に応じ、漁業協同組合及び民間業者等からの調達体制を整備する。

4 河川災害予防

町は、町域の水防区域について、住民に周知するとともに、次の事項を把握・検討し、国及び道の協力を得てハザードマップを作成するなど、関係地域の住民等に周知する。

- (1) 河川の形状、地盤高に応じた浸水の危険性の把握
- (2) 指定緊急避難場所及び指定避難所等の配置状況の把握
- (3) 危険区域内に居住する人口・世帯数等及び自治会単位での避難体制の検討

5 住民への伝達

気象等特別警報・警報・注意報並びに情報等を迅速に住民に伝達するため、関係事業者の協力を得つつ、町防災行政無線（IP告知電話（端末））、北海道防災情報システム、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、スマートフォン等を用いた伝達手段の多重化、多様化を図る。

第12節 風害予防計画

台風及び竜巻等突風による風害の予防は、その経路等により予想し得る気象状況を早期に把握して、臨機に対応できる措置を講ずるものとする。

1 家屋・建築物等の倒壊防止対策

学校及び保育所や医療機関等の応急対策上重要な施設の安全性の向上に配慮する。

また、家屋その他建築物の倒壊等を防止するための緊急措置は、それぞれの施設管理者が行うものであるが、状況に応じて町は施設管理者に対して、看板やアンテナ等の固定など強風による落下防止対策等の徹底を図る。

なお、家屋、その他建築物の倒壊防止、緊急措置の方法は以下のとおりである。

- (1) 戸、窓、壁等には、すじかい、支柱等の補強材による応急的な補強工事を行う。
- (2) 倒壊のおそれがある建物は、ひかえ柱の取付、ロープ張り、大きなすじかいの打ちつけ等をする。
- (3) 煙突、看板、塀、立木等を針金等で補強する。
- (4) 電灯引込線がたるんでいないか点検し、破損したものは直ちに電力会社に連絡する。

2 農作物等災害予防対策

台風及び竜巻等突風による農産物等の風害防止のため、農業施設等の管理者や農業生産者に対して、風害防止のための管理方法の周知指導を実施する。

第13節 雪害予防計画

大雪、暴風雪及びなだれ等の災害（以下、本節において「雪害」という。）に対処するための予防対策及び応急対策は、「北海道雪害対策実施要綱」に準じ、防災関係機関の相互の連携のもとに、次に定めるところにより実施する。

1 町の体制

町は、雪害対策を積極的に実施するため、「北海道雪害対策実施要綱」に準じ、所要の対策を講ずるとともに、特に次の事項につき十分留意する。

- (1) 雪害対策の体制及び窓口を明確にすること。
- (2) 雪害情報の連絡体制を確立すること。
- (3) 災害警戒区域等の警戒体制を確立すること。
- (4) 積雪時における消防体制を確立すること。
- (5) 雪害時に適切な避難勧告・指示ができるようにしておくこと。
- (6) 雪害発生時における避難、救出、給水、食料供給及び防疫等の応急措置の体制を整えること。
- (7) 孤立予想地域に対しては、次の対策を講ずること。
 - ア 食料、燃料等の供給対策
 - イ 医療助産対策
 - ウ 応急教育対策
- (8) 除雪機械、通信施設の整備点検を行うこと。
- (9) 雪捨場の設定に当たっては、交通障害及び溢水^{いっす}災害等の連絡について十分な配慮^{いっす}をすること。

2 町道除雪要領

町道の除雪は、次の要領で実施するものとする。

- (1) 除雪路線は、交通量、消防対策等を検討して決定する。
- (2) 常時1車線の確保に努める。
- (3) 大量の除雪がある場合は、民間車両の借上げを行い、路線を確保する。
- (4) 常に気象予報に注意して、配車に万全を期する。

3 排雪

排雪に伴う雪捨場の設定に当たっては、次の事項に配慮するものとする。

- (1) 雪捨場は、交通の支障のない場所を選定する。
- (2) 河川等を利用して雪捨場を設定する場合は、河川管理者と十分協議の上、決定するものとし、投下に際しては溢水^{いっす}災害の防止に努めなければならない。

4 警戒体制

稚内地方気象台の発表する大雪特別警報、大雪警報、暴風雪特別警報、暴風雪警報及び現地情報を勘案し、必要と認める場合は警戒体制に入るものとする。

また、住民生活に重大な支障を及ぼすおそれがある大雪の場合、町長は、次の状況を勘案し、必要と認めたときは災害対策本部設置基準に基づき本部を設置するものとする。

- (1) 大規模な雪害の発生するおそれがあり、その対策を要するとき。
- (2) 雪害による交通まひ、交通渋滞等によって人命にかかわる事態が発生し、その規模等から応急措置を要するとき。

第14節 融雪災害予防計画

融雪による河川の出水災害及びなだれ等（以下「融雪災害」という。）に対処するための予防対策及び応急対策は、「北海道融雪災害対策実施要綱」に準じ防災関係機関の相互の連携のもとに、次に定めるところにより実施する。

1 町の体制

町は、融雪災害対策を積極的に実施するため、北海道融雪災害対策実施要綱に準じ所要の措置を講ずるとともに、特に次の事項に十分留意する。

- (1) 融雪災害対策の体制及び窓口を明確にすること。
- (2) 気象情報及び融雪状況の把握に努め、連絡体制を確立すること。
- (3) 融雪出水、なだれ、崖崩れ、地滑り発生予想箇所の警戒体制を確立すること。
- (4) 融雪出水前に河道内の除雪、結氷の破砕等障害物の除去に努め、流下能力の確保を図ること。
- (5) 融雪災害時に適切な避難勧告・指示ができるようにしておくこと。
- (6) 災害の発生又は発生のおそれのある場合における連絡体制及び出動体制並びに避難救助体制を確立すること。
- (7) 水防資機材、通信連絡施設の整備点検を行うこと。
- (8) 道路側溝及び排水溝などの流下能力確保のため、住民協力による氷割デー、河道清掃デー等の設定に努めること。
- (9) 融雪出水に際し、住民の水防に対する協力が得られるよう、水防思想の普及徹底に努めること。

2 気象情報及び積雪状況の把握

町は、融雪期においては稚内地方気象台と緊密な連絡をとり、地域内の降積雪の状況を的確に把握するとともに、低気圧の発生及び経路の状況又は降雨及び気温の上昇等気象状況に留意し、融雪出水の予測に努めるものとする。

3 融雪出水対策

- (1) 町は、災害危険区域及びその他の地区の融雪による危険を事前に察知し、被害の拡大を防ぐため、次により万全の措置を講ずるものとする。

ア 町及び消防機関は、地区住民の協力を得て、既往の被害箇所その他の予想される危険区域を中心に巡視警戒を行うものとする。

イ 町は、警察その他関係機関と緊密な連絡をとり、危険区域の水防作業及び避難救出方法等を事前に検討しておくものとする。

また、河川管理者は、河川が融雪、結氷、捨雪及びじんかい等により河道が著しく狭めら

れ出水による災害が予想される場合は、融雪出水前に河道内の除雪、結氷の破砕等障害物の除去に努め、あわせて、樋門、樋管等河川管理施設の整備点検を十分行うとともに、堰、水門等河川工作物の管理者並びに河川の上流部に集積している木材の搬出等について関係者に指導を行い、流下能力の確保を図るものとする。

ウ 町は、被災地における避難所を住民に十分周知させるとともに、避難について収容施設の管理者と協議しておくものとする。

- (2) 水防上重要な施設の管理者は、融雪出水前に管理施設の整備点検を十分行うとともに、不測の事態に備え、非常用電源や燃料等についても、あらかじめ確保しておく。また、下流に急激な水位の変動を生じないように留意し、関係機関及び地域住民への伝達が的確かつ迅速に行われるよう、通報体制の確立を図るものとする。

4 融雪期におけるなだれ等予防対策

- (1) 道路管理者は、なだれ発生の可能性が想定される箇所については、随時パトロールを実施するとともに、気象情報を把握し、なだれの発生が予想される場合は、関係機関との緊密な連絡を保ち、迅速に当該道路の交通規制等の措置を講ずるものとする。
- (2) 崖等の管理者は、崖崩れ及び地滑りの発生が予想される箇所についてはパトロールを強化するものとする。

5 交通の確保

- (1) 道路管理者は、積雪、結氷、滞留水等により道路交通が阻害されるおそれがあるときは、道路の除排雪、結氷の破砕等障害物の除去に努め、道路の効率的な活用を図るものとする。
- (2) 道路管理者は、積雪、拾雪及びじんかい等により道路側溝の機能が低下し、溢水災害が発生するのを防止するため、融雪出水前に道路側溝内の障害物の除去に努め、排水能力の確保を図るものとする。

6 広報活動

町及び関係機関は、融雪出水に際し、住民の水防に対する協力が十分得られるよう、あらゆる広報媒体を通じ、水防思想の普及徹底に努めるものとする。

第15節 高波、高潮災害予防計画

町は、国及び道の支援を得て、従来の高潮、波浪等を念頭に置いた海岸保全事業を継続し、既存海岸施設の老朽度点検を行い、特に重要な施設から改修等を計画的に推進する。

1 予防対策

- (1) 高潮特別警報・警報等を迅速に住民に伝達するため、関係機関の協力を得つつ、町防災行政無線（IP告知電話（端末））、北海道防災情報システム、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、スマートフォン等を用いた伝達手段の多重化、多様化を図るとともに、高波・高潮、津波等危険区域の指定及び水防資機材の備蓄等所要の措置を講じ、水防体制の確立を図る。
- (2) 住民に対し高波、高潮、津波等危険区域（資料11-1参照）の周知に努めるとともに、町地域防災計画において必要な警戒避難体制に関する事項について定める。
- (3) 高潮災害に対する住民の警戒避難体制として、高潮警報等が発表された場合に直ちに避難指示等を発令することを基本とした具体的な避難指示等の発令基準を設定する。

第16節 津波災害予防計画

津波による災害を防ぐため、海岸・護岸施設等の整備事業を継続的に推進する。また、災害発生時に備えて、情報伝達体制を整備するとともに、津波に関する知識の普及を図る。

1 津波災害に対する予防対策

津波の発生を予知し、防御することは極めて困難なことであるが、この予防対策として過去の被害状況や道が調査研究した「津波浸水予測図」及び「津波浸水想定区域図」、国が調査した「浸水予測図」などを参考として、町は、道と連携し、護岸・防潮堤等の施設整備を図るものとし、また、指定緊急避難場所・経路や同報系防災行政無線など住民への多重化、多様化された情報伝達手段の整備を図るとともに、住民が安全かつ迅速な避難行動を取れるよう、津波避難計画や津波ハザードマップの作成・周知徹底に努めるほか、地震・津波防災上必要な教育及び広報を継続的に推進するものとする。

2 津波等災害予防施設の整備

(1) 海岸保全対策

町は、国及び道と連携し、防潮堤防、防潮護岸等の海岸保全施設事業を実施する。

また、防潮扉・水門等の管理者は、適切な施設管理をするとともに、水門や陸間の自動化や遠隔操作化を図るなど、津波発生時における迅速かつ的確な開閉に万全を期するものとする。

(2) 河川対策

町は、道と連携し、高波、高潮及び津波の河川への遡上防止や、背後地への浸水等の災害予防施設として、防潮堤防、防潮水門、樋門等のゲート操作の自動化などの河川事業を実施する。

(3) 港湾及び漁港対策

港湾管理者及び漁港管理者は、高波、高潮及び津波による災害予防施設としての効果を有する防波堤、防潮堤等、外郭施設の整備事業を実施する。

3 大津波警報・津波警報・津波注意報、避難指示等の伝達体制の整備

(1) 伝達手段の確保

町は、住民等に対する大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報（以下「津波警報等」という。）の伝達手段として、走行中の車両、船舶、海水浴客、釣り人、観光客等にも確実に伝達できるよう、町防災行政無線（IP告知電話（端末））、北海道防災情報システム、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、スマートフォン等のあらゆる手段活用を図るとともに、海浜地での迅速かつ確実な伝達を確保するため、サイレン、広報車等多様な手段を整備する。特に、要配慮者に対しては戸別訪問等を実施するなど確実な伝達を図る。

また、船舶については、特に小型漁船を重点として無線機の設置を促進する。

(2) 伝達協力体制の確保

町は、沿岸部に多数の人出が予想される施設の管理者（漁業協同組合等）、事業者（工事施工管理者等）及び自主防災組織の協力を得て、津波警報等の伝達協力体制を確保する。

(3) 津波警報等災害情報伝達訓練の実施

町は、津波警報等を迅速かつ確に伝達するため、北海道防災会議が行う災害情報伝達訓練に積極的に参加するほか、独自に訓練を企画し実施する。

(4) 防災意識の向上

町は、地域住民等に対し、各種講演会など各種普及啓発活動を通じ、津波に対する防災意識の高揚を図るとともに、防災関係機関、地域住民、事業所等が一体となり、要配慮者にも配慮した津波警報等の伝達、避難誘導、避難援助等の実践的な津波防災訓練を実施する。

(5) 学校等教育関係機関

沿岸地域の学校等教育関係機関は、児童生徒が津波の特性を正しく理解するため、防災教育の一環として、津波防災教育を行うとともに、津波避難訓練を実施するものとする。

4 津波警戒の周知徹底

町及び防災関係機関は、広報誌（紙）等を活用して津波警戒に関する次のような事項についての周知徹底を図る。

(1) 一般住民に対し、周知を図る事項

ア 強い揺れ又は弱くても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、迅速かつ自主的にできるだけ高い場所に避難する。

イ 「巨大」等の定性的表現となる大津波警報（特別警報）が発表された場合は、最悪の事態を想定して最大限の避難等の防災対応をとる。

ウ 津波の第一波は引き波だけでなく押し波から始まることもある。

エ 津波は第二波・第三波などの後続波の方が大きくなる可能性や数時間から場合によっては一日以上にわたり継続する可能性がある。

オ 強い揺れを伴わず、危険を体感しないままに押し寄せる、いわゆる津波地震や遠地地震の発生の可能性がある。

カ 津波警報等の意味や内容、地震発生直後に発表される津波警報等の精度には一定の限界がある。

キ 津波警報等の発表時にとるべき行動について知っておく。

ク 沖合の津波観測に関する情報の意味や内容、この情報が発表されてから避難するのではなく、避難行動開始のきっかけは、強い揺れや津波警報等である。

ケ 正しい情報をラジオ、テレビ、無線などを通じて入手する。

コ 津波注意報でも、海水浴や磯釣りは危険なので行わない。

サ 津波は繰り返して襲ってくるので、津波警報等の解除まで気をゆるめない。

(2) 船舶関係者に対し、周知を図る事項

ア 強い揺れを感じたとき若しくは弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたとき又は揺れを感じなくても津波警報等が発表されたときは、次のとおり対応する。

(ア) 津波到達時刻まで時間的余裕がある場合

荷役等を中止し、港外に避難又は係留を強化（陸揚げ固縛）したのち、安全な場所に避難する。

(イ) 津波到達時刻まで時間的余裕がない場合

荷役等を中止し、直ちに岸壁等を離れ、安全な場所に避難する。

イ 正しい情報をラジオ、テレビ、広報車などで入手する。

ウ 津波は繰り返して襲ってくるので、津波警報等の解除まで警戒をゆるめず、岸壁等に近づかない。

(3) 漁業地域において、周知を図る事項

ア 陸上・海岸部にいる人は陸上の指定緊急避難場所に避難する。決して漁船や海を見に行かない。漁港にいる漁船等の船舶の乗船者も陸上の指定緊急避難場所に避難する。

イ 漁港周辺にいる漁船等の船舶で避難海域に逃げる方が早い場合、又は沖合にいる漁船等の船舶は、直ちに水深概ね50m以深の海域（一次避難海域）へ避難する。一次避難海域に避難するまでの間に気象庁からの津波情報を入手し、「大津波警報」が出された場合、更に水深の深い海域（二次避難海域）へ避難する。

ウ 避難判断は独自の判断では行わず、津波警報等が解除されるまで避難海域で待機する。

第17節 土砂災害予防計画

急傾斜地の崩壊、土石流、地滑り等の土砂災害を防止するため、従来より推進されている各種防災事業を継続し、災害に係る危険を解消するための事前対策を計画的に推進する。

1 災害危険箇所等の現状把握

本町の災害危険箇所については、資料11-2のとおりであるが、さらに調査を行い、危険箇所の把握と指定の促進に努める。

2 共通の予防対策

(1) 北海道

ア 土砂災害の防止のための対策に必要な基礎調査として、急傾斜地の崩壊等のおそれがある土地に関する地形、地質、降水等の状況及び土砂災害の発生のおそれがある土地の利用状況その他の事項に関する調査を行い、その結果を町長に通知するとともに公表する。

イ 急傾斜地の崩壊等のおそれがある土地に関する地形、地質、降水等の状況及び土砂災害の発生のおそれがある土地の利用の状況等に関する調査を行い、急傾斜地の崩壊等が発生した場合には住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、当該区域における土砂災害（河道閉塞による湛水を発生原因とするものを除く。以下同じ。）を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき土地の区域として政令で定める基準に該当するものを、土砂災害警戒区域（以下「警戒区域」という。）として指定するときは、当該指定をする旨並びに指定の区域及び土砂災害の発生原因となる自然現象の種類を公示する。

ウ 警戒区域のうち、急傾斜地の崩壊等が発生した場合には建築物に損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、一定の開発行為の制限及び居室を有する建築物の構造の規制をすべき土地の区域として政令で定める基準に該当するものを、土砂災害特別警戒区域（以下「特別警戒区域」という。）として指定するときは、当該指定をする旨並びに指定の区域、土砂災害の発生原因となる自然現象の種類及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項を公示する。

エ 町長に対して土砂災害警戒区域等の公示事項等を記載した図書を送付し、町地域防災計画に警戒区域ごとに土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項を定めるように指導する。

オ 特別警戒区域における開発行為の制限や建築物の安全性確保の確認、又は建築物に対する移転等の勧告を行う。

カ 特別警戒区域内の住宅移転及び建築の制限などの指導を行う。

キ 大雨による土砂災害発生の急迫した危険が高まったときに、町長が防災活動や住民等への避難指示等の発令を適時適切に行えるよう、また、住民の自主避難の参考となるように**稚内**

地方気象台と共同して土砂災害警戒情報を作成・発表し、関係する市町村の長に通知するとともに、一般に周知するため必要な措置を講じるものとする。

ク 重大な土砂災害（地滑り）の急迫した危険がある場合において、重大な土砂災害が想定される土地の区域及び時期を明らかにするため必要な調査を行う。調査の結果、一定の土地の区域において重大な土砂災害の急迫した危険があると認められるとき、または当該土砂災害が想定される土地の区域もしくは時期が明らかに変化したときは、町長が避難のための立ち退きの指示の判断に資するため、土砂災害緊急情報を通知するとともに、一般に周知するため必要な措置を講ずる。

(2) 町

ア 町地域防災計画に、土砂災害警戒情報等と連携した避難指示等の発令基準、警戒区域等、避難指示等の発令対象区域、情報の収集及び伝達体制、避難所の開設・運営、避難行動要支援者への支援、住民の防災意識の向上など土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項について記載するものとする。

イ 警戒区域等の指定があったときは、町地域防災計画において、当該警戒区域ごとに、次に掲げる事項について定める。

(ア) 土砂災害に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警報の発令及び伝達に関する事項

(イ) 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項

(ウ) 災害対策基本法第48条第1項の防災訓練として町長が行う土砂災害に係る避難訓練の実施に関する事項

(エ) 警戒区域内に、社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設であって、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地

(オ) 救助に関する事項

(カ) 前各号に掲げるもののほか、警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項

ウ 町地域防災計画において、前項(エ)に掲げる事項を定めるときは、当該施設の利用者の円滑かつ迅速な避難を確保するため、同項(ア)に掲げる事項として土砂災害に関する情報、予報及び警報の伝達に関する事項を定める。

エ 土砂災害に関する情報の伝達方法、急傾斜地の崩壊等のおそれがある場合における避難施設その他の避難場所及び避難路その他避難経路に関する事項その他警戒区域等における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を住民等に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講ずる。

オ 土砂災害警戒情報等が発表された場合に直ちに避難指示等を発令することを基本とした具体的な避難指示等の発令基準を設定するとともに、土砂災害警戒区域等を避難指示等の発令単位として事前に設定するものとする。また、避難指示等は、土砂災害の危険度分布（大雨

警報（土砂災害）の危険度分布及び土砂災害危険度情報）において危険度が高まっているメッシュと重なった土砂災害警戒区域・危険箇所等に発令することを基本とする。

3 地すべり等予防計画

(1) 北海道開発局・北海道森林管理局

直轄で工事している地すべり防止施設について、定期的に施設点検を実施し、必要に応じ適切な処置を講ずる。

(2) 北海道

ア 地すべり防止工事に関する基本計画に基づいて、地すべり防止工事を施工するとともに、定期的に施設点検を実施し、必要に応じ適切な処置を講ずる。

イ 地すべり防止区域内にこれを表示する標識を設置する。

ウ 地下水の排水施設の機能を阻害する行為等地滑りの防止を阻害し、又は地滑りを助長する行為を制限する。

(3) 町

ア 住民に対し、土砂災害警戒区域及び地すべり防止区域の周知に努めるとともに、必要な警戒避難体制に関する事項について定める。

イ 危険区域の住民に対し、斜面等の異常（亀裂、湧水、噴水、濁り水）の報告や住民自身による防災措置（自主避難等）などの周知・啓発を図る。

4 崖崩れ防止対策

(1) 急傾斜地崩壊（崖崩れ）防止対策

ア 北海道

(7) 急傾斜地崩壊防止工事の実施を推進するとともに、定期的に施設点検を実施し、必要に応じ適切な処置を講ずる。また、町に対し急傾斜地崩壊危険箇所に関する資料を提供し、住民への資料の提供について指導する。

(4) 崩壊防止工事のうち、住民に施工させることが困難又は不適當なものを施工する。

(7) 急傾斜地崩壊危険区域を指定したときは、当該区域内にこれを表示する標識を設置する。

(エ) 急傾斜地崩壊危険区域内において、水を放流し、又は停滞させる行為など崩壊を助長し、誘発するおそれのある行為を制限するとともに、必要に応じてその所有者、管理者等に対して擁壁、排水施設、その他防災工事の実施等改善措置をとるよう命令を行う。

イ 町

(7) 住民に対し、土砂災害警戒区域及び急傾斜地崩壊危険個所の周知に努めるとともに、必要な警戒避難体制に関する事項について定める。

(4) 危険区域の住民に対し、急傾斜地の異常（亀裂、湧水、噴水、濁り水）の報告や住民自身による防災措置（不安定な土壌、浮石等の除去、水路の清掃等）などの周知・啓発を図る。

(2) 山腹崩壊防止対策

ア 北海道森林管理局

- (7) 森林法に基づき、森林を「保安林」として、又は森林若しくは原野その他の土地を「保安施設地区」として指定し、森林の造成事業又は森林の造成若しくは維持に必要な事業（治山事業）を行うことにより、山腹の崩壊等を防止するとともに、施設点検を実施し、必要に応じ適切な処理を講ずる。
- (4) 保安林又は保安施設地区において行う立木の伐採や行為を制限し、保安林等が常にその指定の目的に則して機能することを確保する。
- (7) 町に対し、山腹崩壊危険地区に関する資料を提供し、住民への山腹崩壊に関する資料の提供について指導する。

イ 町

住民に対し、山腹崩壊危険地区の周知に努めるとともに、町地域防災計画において、必要な警戒避難体制に関する事項について定める。

5 土石流予防計画

(1) 北海道開発局・北海道森林管理局

- ア 土石流危険渓流及び崩壊土砂流出危険地区に係る直轄砂防・治山施設について、定期的に施設点検を実施し、必要に応じて適切な処置を講ずる。
- イ 砂防・治山事業が実施される場合は、請負業者に対し、工事中の安全確保のため土石流に対する警戒避難体制等について指導する。
- ウ 同一渓流内で同時期に複数の砂防・治山事業が実施される場合は、各事業者間において土石流対策等の情報を相互に交換するとともに、請負業者に対し、工事中の安全確保のため、土石流に対する警戒避難体制等について、請負業者間において連絡調整するよう指導する。

(2) 北海道

- ア 治山工事及び砂防工事の推進をはじめ、砂防法に基づく砂防指定や森林法に基づく保安林指定の促進を図るとともに、土石流の発生を助長するような行為を制限するなど土石流対策を推進する。また、治山・砂防施設について、定期的に施設点検を実施し、必要に応じて適切な処置を講ずる。
- イ 町に対し、危険渓流に関する資料を提供し、住民への危険渓流に関する資料の提供について指導する。
- ウ 砂防・治山事業が実施される場合は、請負業者に対し、工事中の安全確保のため土石流に対する警戒避難体制等について指導する。
- エ 同一渓流内で同時期に複数の砂防・治山事業が実施される場合は、各事業者間において土石流対策等の情報を相互に交換するとともに、請負業者に対し、工事中の安全確保のため、土石流に対する警戒避難体制等について、請負業者間において連絡調整するよう指導する。

(3) 町

- ア 住民に対し、土砂災害警戒区域及び土石流危険渓流の周知に努めるとともに、必要な警戒

避難体制に関する事項について定める。

- イ 危険区域の住民に対し、河川等の異常（山鳴、水位の急激な減少、急激な濁り）の報告や住民自身による防災措置（自主避難等）などの周知・啓発を図る。

第18節 積雪・寒冷対策計画

積雪・寒冷期において災害が発生した場合、他の季節に発生する災害に比べて、積雪による被害の拡大や避難所、避難路の確保等に支障を生じることが懸念される。

このため、町及び防災関係機関は、積雪・寒冷対策を推進することにより、積雪・寒冷期における災害の軽減に努める。

1 積雪対策の推進

積雪期における災害対策は、除排雪体制の整備、雪に強いまちづくり等、総合的、長期的な雪対策の推進により確立される。

このため、町、道及び防災関係機関は、「北海道雪害対策実施要綱」に基づき、相互に連携協力して実効ある雪対策の確立と雪害の防止に努める。

2 道路交通の確保

災害時には、防災関係機関の行う緊急輸送等の災害応急対策の円滑な実施を図るため、道路交通の緊急確保を図ることが重要である。

このため、町及び関係機関の道路管理者は、除雪体制を強化し、日常生活道路の確保を含めた面的な道路交通確保対策を推進する。

(1) 除雪体制の強化

ア 道路管理者は、道道及び町道の整合のとれた除雪体制を強化するため、相互の緊密な連携のもとに除雪計画を策定する。

イ 道路管理者は、除雪の向上を図るため、地形や積雪の状況等自然条件に適合した除雪機械の増強に努める。

(2) 積雪寒冷地に適した道路整備の推進

ア 道路管理者は、冬期交通の確保を図るための道路の整備を推進する。

イ 道路管理者は、なだれや地吹雪等による交通障害を予防するため、雪崩防止柵や防雪柵等防雪施設の整備を推進する。

3 計画的・予防的な通行止め、滞留車両の排出を目的とした転回路の整備等

町及び防災関係機関は、大規模な車両滞留や長時間の通行止めを引き起こす恐れのある大雪時においても、人命を最優先に幹線道路上で大規模な車両滞留を徹底的に回避することを基本的な考え方として、計画的・予防的な通行止め、滞留車両の排出を目的とした転回路の整備等を行うよう努めるものとする。

4 雪に強いまちづくりの推進

(1) 家屋倒壊の防止

町及び道は、住宅の耐震性を確保し、屋根雪荷重の増大による家屋倒壊等を防止するため、

建築基準法等の遵守の指導に努める。

また、自力での屋根雪処理が不可能な世帯に対して、ボランティアの協力体制等、地域の相互扶助体制の確立を図る。

(2) 積雪期における指定避難所、避難路の確保

町、道及び防災関係機関は、積雪期における指定避難所、避難路の確保に努める。

5 寒冷対策の推進

(1) 被災者及び避難者対策

町は、被災者及び避難者に対する防寒用品や発電機などの整備、備蓄に努める。

また、応急仮設住宅は、積雪のため早期着工が困難となることや避難生活が長期化することが予想されることから、被災者、避難者の生活確保のための長期対策を検討する。

道は、町における発電機等の整備に係る支援のほか、民間事業者との協定締結など、災害時に速やかな支援が行える体制の整備に努める。

(2) 避難所対策

町は、避難所における暖房等の需要の増大が予想されるため、電源を要しない暖房器具、燃料のほか、積雪期を想定した資機材（長靴、防寒具、スノーダンプ、スコップ、救出用スノーボード等）の備蓄と協定による確保に努めるとともに、電力供給が遮断された場合における暖房設備の電源確保のため、非常電源等のバックアップ設備等の整備に努める。

また、被災地以外の地域にあるものを含め、旅館やホテル等の借り上げ等、多様な避難所の確保に努める。

なお、冬期における屋外トイレは、寒さなどにより利用環境が悪化するとともに、水道凍結も予想されることから、冬期間でも使用可能なトイレの調達方法を検討し、民間事業者との協定の締結などにより、必要な台数の確保に努める。

(3) 指定避難所の運営

町は、避難の長期化等必要に応じてプライバシーの確保、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮する。

(4) 住宅対策

道及び町は、応急仮設住宅の迅速な提供に努めるとともに、その仕様については、積雪寒冷に対応したものとし、引き続き検証、検討を進め、改善に努める。

6 スキー客に対する対策

スキー場で雪崩等の災害が発生した場合、リフト、ロッジ等の損壊などにより多数のスキー客の被災が懸念されるため、町地域防災計画にスキー場利用客の対策について定めておく。

第19節 複合災害に関する計画

町、道をはじめとする防災関係機関は、複合災害の発生可能性を認識し、備えを充実する。

1 予防対策

- (1) 防災関係機関は、後発災害の発生が懸念される場合には、先発災害に多くを動員し、後発災害に不足が生じるなど、望ましい配分ができない可能性があることに留意し、職員の派遣体制や資機材の輸送手段等の充実や、防災関係機関相互の連携強化に努める。
- (2) 防災関係機関は、地域特性に応じて発生可能性が高い複合災害を想定した図上訓練や実地訓練等の実施に努めるとともに、その結果を踏まえて職員及び資機材の投入や外部支援の要請等についての計画・マニュアル等の充実に努める。
- (3) 町及び道は、複合災害時における住民の災害予防及び災害応急措置等に関する知識の普及・啓発に努める。

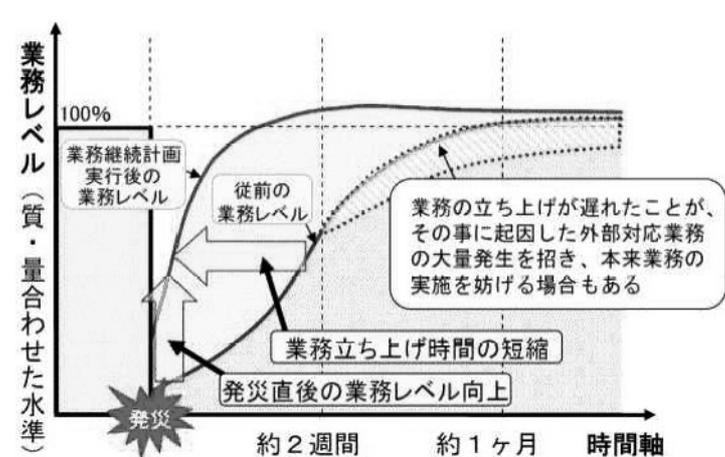
第20節 業務継続計画の策定

町は、災害時の応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、業務継続計画（BCP：Business Continuity Plan）の策定等により、業務継続性の確保を図るものとし、事業者は、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画を策定・運用するよう努めるものとする。

1 業務継続計画（BCP）の概要

業務継続計画（BCP）とは、災害発生時に町及び事業者自身も被災し、人員、資機材、情報及びライフライン等利用できる資源に制約がある状況下においても、優先度の高い業務を維持・継続するために必要な措置を事前に講じる計画として策定するものであり、災害に即応した要員の確保、迅速な安否確認、情報システムやデータの保護、代替施設の確保などを規定したものである。

業務継続計画の作成による業務改善のイメージ



2 業務継続計画（BCP）の策定

(1) 町

町は、災害応急活動及びそれ以外の行政サービスについて、継続すべき重要なものは一定のレベルを確保するとともに、すべての業務が早期に再開できるよう、災害時においても町の各部局の機能を維持し、被害の影響を最小限にとどめ、非常時に優先度の高い業務の維持・継続に必要な措置を講じるための業務継続計画を策定するよう努めるとともに策定した計画の継続的改善に努める。

特に、業務継続計画の策定等に当たっては、少なくとも町長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定、電気・水・食料等の確保、災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保、重要な行政データのバックアップ並びに非常時優先業務の整理について定めておく。

(2) 事業者

事業者は、事業の継続など災害時の企業の果たす役割を十分に認識し、各事業者において災害時に優先度の高い業務の維持・継続に必要な措置を講じるための業務（事業）継続計画を策定・運用するよう努める。

3 庁舎等の災害対策本部機能等の確保

町は、特に、災害時の拠点となる庁舎等について、非構造部材を含む耐震対策等により、発災時に必要と考えられる高い安全性を確保するよう努める。

また、災害対策の拠点となる庁舎及びその機能を確保するための情報通信設備や自家発電装置など主要な機能の充実と災害時における安全性の確保を図るとともに、物資の供給が困難な場合を想定し、十分な期間に対応する食料、飲料水、暖房及び発電用燃料などの適切な備蓄、調達、輸送体制の整備を図る。